

派遣改正法に基づくマージン率の公開



2018/06/01

有限会社クリエイトライン

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受ける派遣料金に占める、派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開する事が義務付けられました。

（法第23条第5項）

*このマージン率は以下より算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

●有限会社クリエイトライン（許可番号：派23-301302）
〒475-0052 愛知県半田市乙川高良町48番地 2階

28.6